

厚生委員会報告資料

令和8年1月22日

| 報告事項件名 | 頁 |
|---|----|
| 1 足立保健所窓口等運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について | 2 |
| 2 休日応急診療事業における準夜間診療体制の変更について | 7 |
| 3 令和8年度におけるR S ウイルスワクチン接種の定期接種化等について | 8 |
| 4 精神障害者保健福祉手帳更新手続き時の確認不足に係る解決金の支払い及び委託事業者への求償について | 10 |

(衛 生 部)

厚生委員会報告資料

令和8年1月22日

| | |
|-------|---|
| 件名 | 足立保健所窓口等運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について |
| 所管部課名 | 衛生部 衛生管理課 |
| 内容 | <p>足立保健所窓口等運営業務委託プロポーザル選定委員会における審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので報告する。</p> <p>1 業務名 足立保健所窓口等運営業務委託</p> <p>2 目的 (1) 公募型プロポーザルにより、民間事業者の視点を活かした提案を受け選定することで、サービスの質的向上や事務効率の改善に加え、人材確保、労務管理、人材育成などの区職員の業務の軽減を図る。 (2) 窓口等業務を委託することで、保健センター専門職がより丁寧かつ寄り添った質の高いサービスを提供できる体制を整える。</p> <p>3 内容 東部保健センターを除く足立保健所、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センターの窓口における母子保健事業、予防接種事業、畜犬登録、医療費助成、自立支援医療、自立支援給付、成人保健事業、その他電話等対応</p> <p>4 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社ヒューマントラスト 代表者 渡辺 恵三（営業本部 本部長） (2) 所在地 豊島区東池袋3-1-1</p> <p>5 申込事業者数 (1) 書類審査（第一次評価） 3事業者から申込みがあり、提案書提出者として3事業者を選定 ※ この後、1事業者は足立区プロポーザル方式への参加資格を有しなくなつたため失格、もう1事業者は事業者都合により辞退 (2) プレゼンテーション（第二次評価） 1事業者から提案書の提出があり審査</p> <p>6 現在の受託者 株式会社パソナ</p> |

| | <p>7 業務期間</p> <p>(1) 移管準備業務 契約確定日から令和8年3月31日まで</p> <p>(2) 足立保健所窓口等運営業務 令和8年4月1日～令和13年3月31日まで（5年間）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|--------------------|-------------|-----------------|----------------------------|--|---|--|---|---|-----------------|--|---|---------------------------------|---|---|-----------------|---|
| | <p>8 提案価格</p> <p>2,001,178,999円（5年間の委託経費および移管準備経費、税込）</p> <p>【内訳】</p> <table> <tr> <td>5年間の委託経費</td> <td>1,925,000,000円（税込）</td> </tr> <tr> <td>移管準備経費</td> <td>76,178,999円（税込）</td> </tr> </table> <p>[参考：現在の契約額]</p> <p>1,169,850,000円（5年間の委託経費※、税込）</p> <p>※ 受託者の変更が無かったため、移管準備経費なし。</p> <p>[主な増額理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務量の増加による人員の増 (2) 人件費の増 | 5年間の委託経費 | 1,925,000,000円（税込） | 移管準備経費 | 76,178,999円（税込） | | | | | | | | | | | | | | |
| 5年間の委託経費 | 1,925,000,000円（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 移管準備経費 | 76,178,999円（税込） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>9 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>提案概要</th> <th>評価した理由・ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>都内他区市での受託者変更を伴う業務移管の事業受託実績</td> <td>他の自治体において実際に保健所窓口業務を受託している実績があり、現在も業務委託による安定運営が行われていることから、安定的な区民サービスの提供が期待できる。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>現行受託者からの転籍と同種・同業の自社社員の配置、新規採用をもとにした4保健センターへの具体的な人員配置体制</td> <td>統括責任者や4保健センターへの業務責任者の配置をはじめ、具体的かつ明確な人員配置体制が計画されている。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>従事者への支援、助言、指導体制</td> <td>現場に常駐する業務責任者がメンターとなることで働きやすい職場環境の構築、また、待遇面も含めた就業意欲の向上を図ることで、長期的な雇用に繋げる取組みが検討されている。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>多言語音声翻訳機の導入や外国語対応者の配置による外国人への対応</td> <td>他の自治体において導入、配置実績があり、近年増加している外国人についても、これまで以上によりきめ細やかな窓口対応が期待できる。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>DX化による業務の改善、効率化</td> <td>申請時に必要な医療機関情報を検索しやすくするデジタルツールを導入するなど、待ち時間を短縮するためのDX化の推進が見られる。</td> </tr> </tbody> </table> | No. | 提案概要 | 評価した理由・ポイント | 1 | 都内他区市での受託者変更を伴う業務移管の事業受託実績 | 他の自治体において実際に保健所窓口業務を受託している実績があり、現在も業務委託による安定運営が行われていることから、安定的な区民サービスの提供が期待できる。 | 2 | 現行受託者からの転籍と同種・同業の自社社員の配置、新規採用をもとにした4保健センターへの具体的な人員配置体制 | 統括責任者や4保健センターへの業務責任者の配置をはじめ、具体的かつ明確な人員配置体制が計画されている。 | 3 | 従事者への支援、助言、指導体制 | 現場に常駐する業務責任者がメンターとなることで働きやすい職場環境の構築、また、待遇面も含めた就業意欲の向上を図ることで、長期的な雇用に繋げる取組みが検討されている。 | 4 | 多言語音声翻訳機の導入や外国語対応者の配置による外国人への対応 | 他の自治体において導入、配置実績があり、近年増加している外国人についても、これまで以上によりきめ細やかな窓口対応が期待できる。 | 5 | DX化による業務の改善、効率化 | 申請時に必要な医療機関情報を検索しやすくするデジタルツールを導入するなど、待ち時間を短縮するためのDX化の推進が見られる。 |
| No. | 提案概要 | 評価した理由・ポイント | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 都内他区市での受託者変更を伴う業務移管の事業受託実績 | 他の自治体において実際に保健所窓口業務を受託している実績があり、現在も業務委託による安定運営が行われていることから、安定的な区民サービスの提供が期待できる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 現行受託者からの転籍と同種・同業の自社社員の配置、新規採用をもとにした4保健センターへの具体的な人員配置体制 | 統括責任者や4保健センターへの業務責任者の配置をはじめ、具体的かつ明確な人員配置体制が計画されている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 従事者への支援、助言、指導体制 | 現場に常駐する業務責任者がメンターとなることで働きやすい職場環境の構築、また、待遇面も含めた就業意欲の向上を図ることで、長期的な雇用に繋げる取組みが検討されている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 多言語音声翻訳機の導入や外国語対応者の配置による外国人への対応 | 他の自治体において導入、配置実績があり、近年増加している外国人についても、これまで以上によりきめ細やかな窓口対応が期待できる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | DX化による業務の改善、効率化 | 申請時に必要な医療機関情報を検索しやすくするデジタルツールを導入するなど、待ち時間を短縮するためのDX化の推進が見られる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

10 特定までの経緯

(1) 公募期間 令和7年9月19日から令和7年10月2日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

| | 開催日 | 内 容 | 審査事業者数 |
|-----|--------|-------------------------------|--------|
| 第1回 | 9月12日 | 選定方法や評価項目等の確認 | 一 |
| 第2回 | 11月 5日 | 第一次選考(提案書提出者の選定:書類審査) | 3事業者 |
| 第3回 | 12月 9日 | 第二次選考(事業者の特定:プレゼンテーション、ヒアリング) | 1事業者 |

イ 委員構成(計7名)

| 種 別 | 氏 名 | 役 職 等 |
|-------|----------------|-------------------|
| 学識経験者 | 酒井 雅男 【委員長】 | 弁護士 |
| | 古俣 理子 | 帝京科学大学医療科学部看護学科講師 |
| | 野田 瞳子 | 社会保険労務士 |
| 区 民 | 政田 和行 | 足立区健康づくり推進員会議会長 |
| 区職員 | 勝田 実 | 副区長 |
| | 岩松 朋子 | 政策経営部長 |
| | 馬場 優子 | 衛生部長 |

ウ 審査項目および審査結果

別紙1「提案書提出者選定結果(第一次)」および別紙2「提案書特定結果(第二次)」のとおり

11 今後の方針

(1) 移管準備期間

令和8年4月1日からの足立保健所窓口等運営業務開始に向けて、現行受託者からの業務引継ぎや業務運営体制の具体的な人員配置の確立を迅速かつ確実に実施していただくよう、新規および現行受託者と協議、調整を実施していく。

(2) 足立保健所窓口等運営業務開始後

引き続き新規受託者と協議を重ね、業務委託の安定運営と区民サービスの向上を目指す。

足立保健所窓口等運営業務委託 提案書提出者選定結果（第一次）

| 項 番 | 評価項目 | 配 点 | 評価点 | | |
|------------------------------|--|-----|---------------|------------|------------|
| | | | 株式会社ヒューマントラスト | B者 | C者 |
| 1 | 経営状況 | 120 | 68 | 70 | 120 |
| 2 | 業務遂行力 | 150 | 133 | 150 | 30 |
| 3 | 履行保証力 | 60 | 60 | 31 | 31 |
| 4 | 瑕疵担保力 ※1 (瑕疵に対する責任として 賠償責任保険加入の有無) | 60 | 34 ※1 | 60 ※1 | 60 ※1 |
| 5 | 業務執行技術力 | 100 | 80 | 86 | 49 |
| 6 | 業務遂行体制 | 400 | 335 | 364 | 229 |
| 7 | 情報セキュリティ | 110 | 93 | 70 | 81 |
| 評価点小計 (1,000 点満点、平均点) | | | 803 | 831 | 600 |
| 区内に本店のある事業者の加点 (10%) | | | 0 | 0 | 0 |
| 評価点合計 (1,000 点満点、平均点) | | | 803 | 831 | 600 |
| 順 位 | | | 2 | 1 | 3 |
| 選定結果 | | | 選定 | 選定 | 選定 |

※ 小数点以下は四捨五入

※1 賠償責任保険の加入について、「既に保険加入済み」は満点の60点だが、区との契約直前に加入する予定となっていたため、減点となった。

別紙2

足立保健所窓口等運営業務委託 提案書特定結果（第二次）

| 項 番 | 評価項目 | 評価の視点 | 配 点 | 評価点 | |
|-----------------------------------|----------|---------------|-----|---------------|--|
| | | | | 株式会社ヒューマントラスト | |
| 1 | 移管準備業務 | 移管準備業務体制 | 15 | 8 | |
| 2 | | 移管準備業務内容 | 25 | 18 | |
| 3 | | スケジュール | 10 | 9 | |
| 4 | 保健所窓口等業務 | 業務理解度 | 45 | 45 | |
| 5 | | 業務運用体制 | 245 | 193 | |
| 6 | | 業務内容 | 200 | 188 | |
| 7 | | 安全管理体制 | 80 | 69 | |
| 8 | | 業務改善提案 | 30 | 20 | |
| 9 | コスト ※1 | 提案見積価格 ※1 | 50 | 33 ※1 | |
| 10 | 事業者の信頼度 | コンプライアンス体制 | 60 | 46 | |
| 11 | | 履行準備計画及び業務引継ぎ | 40 | 30 | |
| 12 | | 提案書 | 100 | 78 | |
| 13 | | プレゼンテーション | 100 | 83 | |
| 評価点小計（1,000点満点、平均点） | | | | 820 | |
| 区内での本店または支店、対象業務区域の有無に応じた加点（2～5%） | | | | 0 | |
| 評価点合計（1,000点満点、平均点） | | | | 820 | |
| 順 位 | | | | 1 | |
| 特定結果 | | | | 特定 | |

※ 小数点以下は四捨五入

※1 提案見積価格について、5年間の経費の積み上げはあったものの、詳細な内訳が資料として提出されていなかったため、減点となった。

厚生委員会報告資料

令和8年1月22日

| 件名 | 休日応急診療事業における準夜間診療体制の変更について | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--|--|------------------|------------------|-------|---------------------------------|--|------|-------------|-------------------|------|----------------------------------|---------|
| 所管部課名 | 衛生部衛生管理課 | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>足立区医師会より「休日応急診療所の準夜間帯の運用について、休日当番医を日中及び3日以上の連休に優先して配置することによって、休日応急診療事業の安定的な継続を図りたい」との申し入れがあった。</p> <p>については、医師会及び薬剤師会と協議のうえ、令和8年度以降の休日応急診療事業における準夜間診療体制を以下のとおり変更する。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 内容 | <p>1 準夜間診療体制の変更内容</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>【変更前】 令和7年度まで</th><th>【変更後】 令和8年度以降</th></tr></thead><tbody><tr><td>診療実施日</td><td>① 日曜・祝日 ② 年末年始^{*1}</td><td>① 日曜・祝日のみで構成される3日以上の連休^{*2} ② 年末年始^{*1}</td></tr><tr><td>受付時間</td><td>17:00～21:00</td><td>17:00～21:00（変更なし）</td></tr><tr><td>実施場所</td><td>① 足立区医師会館 ② 竹の塚^{*3}</td><td>足立区医師会館</td></tr></tbody></table> <p>※1 12月30日から翌年1月3日まで (前後に引き続く日曜・祝日は開設日とする) ※2 令和8年度は8日間（5/3～5/6、9/20～9/23） ※3 令和2年5月から準夜間診療休止中</p> | | | 【変更前】 令和7年度まで | 【変更後】 令和8年度以降 | 診療実施日 | ① 日曜・祝日 ② 年末年始 ^{*1} | ① 日曜・祝日のみで構成される3日以上の連休 ^{*2} ② 年末年始 ^{*1} | 受付時間 | 17:00～21:00 | 17:00～21:00（変更なし） | 実施場所 | ① 足立区医師会館 ② 竹の塚 ^{*3} | 足立区医師会館 |
| | 【変更前】 令和7年度まで | 【変更後】 令和8年度以降 | | | | | | | | | | | | |
| 診療実施日 | ① 日曜・祝日 ② 年末年始 ^{*1} | ① 日曜・祝日のみで構成される3日以上の連休 ^{*2} ② 年末年始 ^{*1} | | | | | | | | | | | | |
| 受付時間 | 17:00～21:00 | 17:00～21:00（変更なし） | | | | | | | | | | | | |
| 実施場所 | ① 足立区医師会館 ② 竹の塚 ^{*3} | 足立区医師会館 | | | | | | | | | | | | |
| | <p>2 周知方法</p> <p>(1) あだち広報、区ホームページ、ポスター、SNS(X [旧Twitter]、Facebook)等で変更について周知を行う。</p> <p>(2) 休日・夜間に開いている医療機関を探すことのできる「医療情報ネット（ナビイ）」や、症状などから救急受診の目安を調べられる「東京版救急受診ガイド」等を、引き続き区ホームページ等で案内していく。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>3 今後の方針</p> <p>診療体制変更後の区民ニーズを確認していくとともに、今後の運営については、隨時医師会及び薬剤師会と協議を行っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | |

厚生委員会報告資料

令和8年1月22日

| 件名 | 令和8年度におけるRSウイルスワクチン接種*の定期接種化等について | | | | | | | | |
|--------------|--|----|----|--------------|-----------------------|--------------|--|--------------|--|
| 所管部課名 | 衛生部保健予防課 | | | | | | | | |
| 内容 | <p>令和7年11月26日の厚生労働省予防接種課による説明会において、令和8年度の定期接種における変更点など以下3点について国から方針が示されたため報告する。</p> <p>1 令和8年度の定期接種について【国の方針】</p> <p>(1) 新規 妊婦へのRSウイルスワクチン接種について</p> <p>※ 乳幼児に多い急性の呼吸器感染症を予防するワクチン。生後6か月以内に感染すると重症化しやすいため、妊婦にワクチンを接種することで胎盤を通じて胎児に抗体が移行し、出生直後の重症化を予防する。</p> <p>RSウイルス感染症の予防を<u>予防接種法のA類疾病（社会全体の感染症予防）</u>に位置付けることとし、母子免疫ワクチンとして<u>妊婦に定期接種として実施する。</u></p> <p>ア 定期接種の対象者 <u>妊娠28週から37週に至るまでの者</u></p> <p>イ 接種方法 妊娠毎に1回0.5mlを筋肉内に接種する。</p> <p>ウ 定期接種の開始時期 <u>令和8年4月1日</u></p> <p>(2) 変更 女性へのHPVワクチンを9価のみとすることについて</p> <p>ア 令和7年11月現在、HPVワクチンは2価、4価、9価が販売されており、いずれのワクチンもHPV感染症に対する定期接種に用いられている。</p> <p>イ 令和5年度に9価が定期接種で用いるワクチンとして位置付けられて以降、2価、4価の接種者数は顕著に減少しているため、<u>令和8年度から9価のみを定期接種で用いるワクチンとする。</u></p> <p>【ワクチン接種の単価(円)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在</th> <th>今後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2価 (@17,666)</td> <td>9価のみ (@30,069)</td> </tr> <tr> <td>4価 (@17,666)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9価 (@30,069)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 現在 | 今後 | 2価 (@17,666) | 9価のみ (@30,069) | 4価 (@17,666) | | 9価 (@30,069) | |
| 現在 | 今後 | | | | | | | | |
| 2価 (@17,666) | 9価のみ (@30,069) | | | | | | | | |
| 4価 (@17,666) | | | | | | | | | |
| 9価 (@30,069) | | | | | | | | | |

(3) **変更** 高齢者肺炎球菌ワクチンの変更について

ワクチンの有効性、安全性、費用対効果の知見を踏まえ、高齢者の定期接種に用いるワクチンをPPSV23からPCV20に変更する。

ア 対象者

(ア) 65歳の者（現行通り）

(イ) 60歳から64歳で一定の基礎疾患を有する方（現行通り）

※ 65歳を超える年齢の者の経過措置は、あらためて国の予防接種基本方針部会で検討する。

イ 使用するワクチン

PCV20のみとする。

【ワクチン接種の単価（円）】

| 現在 | 今後 |
|----------------------|----------------------|
| PPSV23のみ (@8,525) | PCV20のみ (@10,400) |

ウ 定期接種の開始時期

令和8年4月1日

エ 接種費用

ワクチンが変更された場合も、自己負担なしでの接種を継続する予定。

2 今後の方針

令和8年度から定期接種化される予防接種や、定期接種における変更点については、区医師会と協力しながら、実施に向け準備を進めていく。

厚生委員会報告資料

令和8年1月22日

| | |
|-------|--|
| 件名 | 精神障害者保健福祉手帳更新手続き時の確認不足に係る解決金の支払い及び委託事業者への求償について |
| 所管部課名 | 衛生部 足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、衛生管理課 |
| 内容 | <p>精神障害者保健福祉手帳（以下、手帳）更新手続き時の確認不足に係る解決金の支払い及び委託事業者への求償について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>竹の塚保健センターにおいて、手帳の更新手続きを窓口委託事業者が案内する際、本来すべき、システム端末で手帳の有無などの申請情報の確認をしなかったため、すでに申請が済んでいたことを把握できず、当該区民に不要な診断書の取得費用を負担させてしまった。</p> <p>2 解決金の支払い及び委託事業者への求償について</p> <p>窓口業務を委託している区として、当該区民との間で「和解書」を取り交わしたうえで、解決金（診断書費用）の支払い手続きを進めるとともに、窓口委託事業者へその費用の求償処理を進めていく。</p> <p>3 解決金及び求償金</p> <p>6,600円（診断書費用）</p> <p>4 区民との和解締結予定日</p> <p>令和8年1月中旬～下旬を予定</p> <p>※ 当該区民と日程調整ができ次第、実施する。</p> <p>※ 窓口委託事業者への求償は、当該区民との和解締結及び解決金支払い後に行う。</p> <p>5 再発防止策</p> <p>(1) 元々『足立保健所窓口精神障害者保健福祉手帳マニュアル』で定められているシステム端末での確認を、全ての委託先従事者に改めて周知徹底する。</p> <p>(2) 受付時の案内用フローチャート【精神手帳・自立支援医療診断書案内判定フロー】に、「システム端末で確認」のチェック欄を新たに設けることで、システム端末での確認漏れを防ぐ。</p> <p>(3) 他の保健センターにも当該事例を情報共有し、同様の事例が発生しないようにしていく。</p> |

| 6 解決金の支払いに至った経緯 | |
|-----------------|---|
| 年月日 | 内 容 |
| 令和6年 10月31日 | <p>当該区民が有効期限令和6年12月31までの自立支援医療受給者証（精神通院）【以下、受給者証】と手帳の更新手続きで竹の塚保健センターに来所した。</p> <p>本人が持参した診断書により、受給者証と手帳の両方の更新手続きを受理した。</p> |
| 令和7年1月 | <p><u>更新された受給者証及び手帳がそれぞれ交付され、受給者証（有効期限令和7年12月31日）は自宅に郵送された。</u></p> <p><u>手帳（有効期限令和8年12月31日）は、当該区民が窓口で受け取ることになっていたが、そのまま受け取られず令和7年11月20日の時点においても竹の塚保健センターで保管されていた。</u></p> |
| 令和7年 11月20日 | <p>当該区民が、受給者証と有効期限が令和6年12月31までの手帳を持参し、更新手続きをしたいと竹の塚保健センターに来所した（1年前に<u>更新手続きをしたこと自体を当該区民も失念していた</u>）。</p> <p><u>窓口委託事業者の対応において、本来システムで資格情報を確認するところ確認を怠り、当該区民が持参した手帳の有効期限のみで判断し、不要である診断書の取得を含む申請書類一式を渡した。</u></p> |
| 令和7年 12月19日 | <p>当該区民が、診断書等を持参し更新手続きのため再び来所。</p> <p><u>システムで資格情報を確認したところ、当該区民は令和6年10月にすでに更新申請しており、令和7年1月に新しい手帳が交付され竹の塚保健センターに保管されていることが発覚した。</u></p> <p>区民に「すでに手帳は更新・交付済みであること」を説明・謝罪し診断書等を返却、交付されていた手帳も渡した。</p> <p><u>同日、当該区民の母から診断書の取得で要した費用6,600円についての支払い要求があった。</u></p> <p>窓口委託事業者から、診断書費用の支払いは即答できなかったため確認のうえ再度連絡する旨を回答した。</p> |

| | | |
|--|---------------|---|
| | 令和7年 1月22日 | 当該区民及びその母に区から謝罪し、診断書費用の支払いについて検討することを伝えた。 |
| | 令和7年 1月26日 | 窓口委託事業者の確認不足による誤案内であることが改めて確認できたため、当該区民及びその母へ改めて謝罪し、診断書費用の支払い対応についても説明した。 |